

「酒類の品目等の表示義務」改正に伴う新ジャンル商品の 品目及び税率適用区分の表示の変更について

「酒類の品目等の表示義務」改正に伴い、本年10月以降の新ジャンルについて、現行の「リキュール（発泡性）②」、「その他の醸造酒（発泡性）②」から「発泡酒②」に品目及び税率適用区分の表示が変更となります。

今後、ビール酒造組合加盟社（アサヒ社、麒麟社、サッポロ社、サントリー社、オリオン社）の新ジャンルの品目及び税率適用区分の表示については、下記の通り対応してまいります。

- ・2023年10月以降に発売する新商品については、新たな表示で発売。
※2024年3月迄に発売する一部商品では、現行の表示となる場合があります。
- ・発売中の商品については、商品リニューアル等のタイミングで表示を順次切り替え。
※2027年9月30日（課税移出時）迄に、全商品について新たな表示へ切り替わります。

【表示変更箇所（例）】



なお、切り替え期間中については、フードロスや資材廃棄を極力抑制する観点から、すべてのパッケージや販促品が切り替わるまでに多少の時間を要することがあります。表示切り替え中においては、同一商品であってもそれぞれの表示が混在することも想定されますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上